

第 3 6 回 宇治市農業委員会議事録

下記議案審議のため、令和 8 年 7 月 6 日（月）午後 1 時 3 0 分より、第 3 6 回宇治市農業委員会定例総会を宇治市役所 8 階大会議室において開催した。

記

第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について

第 2 号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第 1 9 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について

第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について

（出席委員）

2 番 徳田 明子	3 番 中林 和夫	4 番 藤井 武雄	5 番 山崎 省吾
6 番 井内 英樹	7 番 佐原 敏	8 番 中西 秀友	9 番 辻 四一郎
1 0 番 吉田 利一	1 1 番 今村 正喜	1 3 番 清水 幹央	1 4 番 寺川 勝之

（欠席委員）

1 番 欠員	1 2 番 小島 佳剛
--------	-------------

（農地利用最適化推進委員）

中井 正樹	水谷 修	北村 嘉朗
-------	------	-------

（事務局）

塚本 局長	稲垣 次長	清水（囑託）	村田（囑託）	北岡（囑託）
-------	-------	--------	--------	--------

	(午後 1 時 3 0 分 開会)
局 長	定例総会の開会に先立ちまして、事務局から報告いたします。 本日の定例総会に小島委員から欠席の届がなされております。 本日の定例総会は在任委員 1 3 名の内、出席委員は 1 2 名であり、「農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項」の規定により定足数を満たしていますので、成立しておりますことをご報告いたします。 また、村田推進委員から欠席の連絡を受けております。 それでは、議事進行につきまして、吉田会長よりお願いいたします。
議 長	それでは、ただ今から、第 3 6 回宇治市農業委員会定例総会を開会いたします。 本日の議事録署名委員は、清水委員、寺川委員のお二人にお願いいたします。 現地調査委員につきましては、井内委員と辻委員のお二人でした。ご苦労様でした。後ほど現地調査の報告をお願いいたします。 それでは、はじめに「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る承認について」1 件をご説明申し上げます。 地図では右下、「3 条許可」の円で囲んだ番号 1 及び 2 です。 本件については、譲渡人は高齢化に伴い、体力・気力とも営農意欲に欠けてきたことにより、また、譲受人は、営農規模の拡大のため、所有権を移転されるものです。譲受人の農作業歴は 3 2 年、水稻を栽培される予定です。 農地法第 3 条第 2 項各号の不許可の条文には該当しないことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、井内委員より現地調査の報告をお願いします。
井内委員	報告します。去る 6 月 2 5 日、事務局の案内で辻委員と現地調査に行っていました。 番号 1 の槇島町・・・及び・・・の利用状況につきましては、現況は田で、き

	れいに耕されていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。
徳田委員	農用地区域内の農地とのことですが、中間管理事業を使わなくても良いんでしょうか。
次 長	売買なので中間管理事業を利用しても、農地法による第３条申請でも、どちらも可能です。
徳田委員	どちらでも申請できるということですか。申請者は中間管理事業を利用されなかったということですか。
次 長	そうです。
徳田委員	中間管理事業について、説明はされているんですか。
次 長	中間管理事業の利用には、譲受人が担い手かどうか等の審査があると聞いております。調べられた上で農地法により申請をされたのかどうかは、こちらでは確認しておりません。
議 長	制度について教えてあげたら良いとは思いますが、相談段階では既に話がまとまっていることもありますよね。
次 長	はい。本件も事前相談のない状態で農地法第３条の申請書を提出され、その段階で既に固まっておりましたので、こちらから中間管理事業についてご案内はしていない状態です。
今村委員	田植えはまだでしたか。
井内委員	まだされていません。
議 長	他にご意見等はございませんか。

	異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請に係る承認について」は、議案のとおり「承認すること」と決しました。 次に「第２号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」を議題といたします。 事務局より、説明願います。
局 長	それでは、「第２号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条第３項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」１件をご説明申し上げます。 地図では真ん中の、「集積等計画」の円で囲んだ番号１から４です。 本件につきましては、中間管理事業の売買特例を活用した所有権移転で水稻を栽培される予定です。 農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項第２号の全部効率利用要件及び常時従事要件については、問題が無いことを確認しております。 以上です。
議 長	続きまして、辻委員より現地調査の報告をお願いします。
社会長職務代理者	報告します。去る６月２５日、事務局の案内で井内委員と現地調査に行っていました。 番号１の槇島町・・・、・・・及び・・・の利用状況につきましては、現況は田で、いずれも水稻が作付けされ、管理されていました。 以上です。
議 長	報告が終わりましたので、これより審議に入ります。本議案につきまして、何かご意見・ご質問はございませんか。 異議なしの声
議 長	ただ今の異議なしをもって「第２号議案 農地中間管理事業の推進に関する法

局 長	律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について」は、「意見なし」として回答することといたします。 続きまして、専決処分の報告について、事務局から報告願います。 それでは、「第 1 号報告 農地法第 4 条の規定による届出の受理について」1 件をご説明申し上げます。 地図では左端の、「4 条届出」の円で囲んだ番号 1 です。 本件については、露天駐車場を整備するための転用ですが、相続された平成 18 年以前から農地法を知らずに駐車場として使用されてきています。届出が遅れていたことから顛末書も併せて提出されています。雨水は自然浸透です。隣接農地はございません。 農地法関係事務処理要領に基づき審査を行い、農地法施行令第 3 条第 2 項の規定に基づき、すでに書面で通知を行っております。 以上です。 議長 事務局から報告のあった件について、何かご質問はございませんか。 なしの声 議長 ないようですので、以上をもちまして本日の議案審議及び報告案件は終了いたします。どうもご苦労様でした。 なお、個人情報の関係で議案書等の総会資料につきましては、回収させていただきますので、お帰りの際は机の上に置いて帰っていただきますようお願いいたします。
------------	---

(午後1時47分審議終了)

議 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____